

総務政策委員会会議録

招 集

令和2年6月23日（火）午後1時 議場

出席委員（9名）

（委員長）奥 岩 浩 基 （副委員長）又 野 史 朗
安 達 卓 是 稲 田 清 田 村 謙 介 戸 田 隆 次
西 川 章 三 安 田 篤 渡 辺 穰 爾

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】辻部長

永瀬防災安全監

[秘書広報課] 角課長

[総務管財課] 瀬尻課長 吉持財産管理担当課長補佐

[防災安全課] 三木課長

[調査課] 塚田課長 東森行財政調査担当課長補佐 宇山担当課長補佐

[職員課] 矢野課長

[財政課] 下関次長兼課長 大塚総括主計員 小梅川係長

[契約検査課] 石田課長

【総合政策部】八幡部長

宮松人権政策監兼人権政策課長

[総合政策課] 長谷川課長

[都市創造課] 相野課長 足立課長補佐

[地域振興課] 奥田次長兼課長 山内自治振興担当課長補佐 本干尾担当課長補佐

[男女共同参画推進課] 河田課長

【淀江振興本部・淀江支所】橋井本部長兼支所長

[淀江振興課] 山浦課長 坂本振興担当課長補佐

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 先灘調整官 佐藤議事調査担当係長

傍 聴 者

石橋議員 伊藤議員 今城議員 岩崎議員 遠藤議員 岡村議員 尾沢議員

土光議員 中田議員 前原議員 矢田貝議員

報道関係者3人 一般5人

審査事件及び結果

議案第64号 米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第65号 米子市弓浜コミュニティー広場条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

陳情第63号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する陳情 [不採択]

- 陳情第66号 検察官の定年延長に係る閣議決定の撤回について（陳情） [不採択]
陳情第67号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出
を求める陳情 [不採択]
陳情第68号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出
を求める陳情 [不採択]

報告案件

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による米子市公の施設の指定管理者の収入減の補てんについて [総務部]
- ・第3次米子市行財政改革大綱・実施計画の総括及び第4次米子市行財政改革大綱の骨子（案）について [総務部]

協議事件

- ・広報広聴委員の選出について

~~~~~

### 午後1時00分 開会

○奥岩委員長 ただいまより、総務政策委員会を開会いたします。

初めに、報道機関から議場内での撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

本日は、19日の本会議で当委員会に付託されました議案2件及び陳情4件について審査いたします。

初めに、議案第64号、米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

三木防災安全課長。

○三木防災安全課長 では、議案第64号、米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、本件につきまして説明させていただきます。本案件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本市の消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものです。

主な改正内容につきましては、政令において損害補償基準が引き上げられたことに伴いまして、非常勤消防団員及び消防作業従事者等に係る補償基準額の引上げを行うこととするものです。それぞれの引上げ額につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

○奥岩委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○奥岩委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○奥岩委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第64号、米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○奥岩委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時02分 休憩**

**午後1時32分 再開**

**○奥岩委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

陳情第63号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する陳情を議題といたします。

本陳情の賛同議員であります安達議員に説明を求めます。

安達議員。

**○安達賛同議員** 賛同議員として、今回の陳情の趣旨を述べさせてもらいたいと思います。この席を設けさせてもらってありがとうございます。この陳情ですけれども、毎回、毎年この時期に、いわゆる地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関わる陳情書ということで扱わせてもらって出させてもらってるんですが、陳情提出に前後して自分のほうに全国市議会旬報が月3回の発行で手元に、各議員に配布されるんですが、その中にこの今回の陳情に当たってちょっと関わるところがあったので、少し荒っぽいですが、そのことと関連すると思って述べさせてもらいます。

この会報紙に、2019年度の重点事項と以前発行された旬報紙にあったんですが、地方の歳入歳出効率化の議論の際には、地域の実情に配慮し住民生活の安心・安全の確保を前提とし、地方交付税の財源保障制度が損なわれないようにすること。なお、地方自治体の行財政改革による財源の地方への確実な還元など要望したと報告書がまとめられておりました。その中でさらに少し、この7点の項目に関わるところがありましたので述べさせていただきますが、地方財源の充実確保については、1点目、地方自治体の課題解決に向け財政需要を捉えた財源の充実。2点目、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段としないこと。3点目、緊急防災・減災事業の所要額の確保。そして4点目に、この4月から制度がスタートしました会計年度任用職員制度の導入に向けた財源措置の要望を特別に取り上げており、包括算定経費として取り組まれるよう要望しておりますというくだりが、この全国市議会旬報に記載してありました。非常にこのタイミングで述べさせてもらうことかなと思っております。このような要望を、全国の自治体、議会が要望項目として2019年度に掲げておったその扱いが記載されておりました。そして、この要望事項を政府機関に会議で議論されていることも記載されておりました。

一番近い旬報にあったんですが、御存じのようにコロナ禍で税収の減が言われておる中で、特に地方への財政負担が求められる中で、地方の財政負担をこれ以上強いることないように財源確保をやるのではないかとということで、今年は書面決議がなされたということで会長の談話が載っていたことも述べさせてもらって、ぜひ、今回の陳情を採択していただきますように賛同議員として述べさせてもらいましたので、以上よろしく願いいたします。

○**奥岩委員長** 賛同議員による説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。賛同議員に対する質疑、ございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**奥岩委員長** 別にないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

西川委員。

○**西川委員** 毎年のごとくこれは意見書出てきていると思います。そして、中身といえは地方財政の充実・強化ということですので、我々この地方の議会における人間にとってはやはり当たり前のことであるし、求めていることだというふうには思っていますので、賛成ということで意見述べます。

○**奥岩委員長** 次に、又野委員。

○**又野委員** 先ほどから毎年という話があるんですけども、今回コロナの件もありまして、東京一極集中、人口の集中はリスクが高いってということで、是正しなければならないということが改めて認識されているところです。ただそのためには、地方にしっかりとした基盤がないといけないとも考えますし、様々なリスクに地方で対応するためにも、地方財政の強化っていうのは本当に急がなければならないと考えますので、採択をお願いいたします。

○**奥岩委員長** 安田委員。

○**安田委員** 私は、まず1点目に、地方公務員の人材確保を進める前に、資質向上に努めなければならない、こういうふうに思っております。2点目に、国の財政状況も厳しい中、可能な限り工夫され、予算措置されていると考えております。3点目に、本陳情の内容は地方公務員のための財源確保を求めており、市民のためとは酌み取れないことから、この陳情に対しては賛同できません。不採択を主張します。

○**奥岩委員長** 次に、渡辺委員。

○**渡辺委員** 説明はいただきまして、2019年の話も伺ったんですけど、今このコロナ禍にあって、この地方財政も国の財政も非常にどうなっていくのか分からない状況です。ここでは臨時財政対策債の話も出るんですけど、減収補填債の話とかってのも順次出てきてますんで、私も議会として、全国議長会も含めてこういった財政の意見書っていうのは出していかなきゃいけない時期がやってくると思うんですけども、今段階で例年と同じ内容のでもいいのかという思いが非常に強くあって、これから先のこの財政状況って、国も含めてですけど、見定めて効果的な意見書を出すほうがいいんじゃないのかと。こういう意見書を出した後に全く内容が違うのを出すというのもできないわけですから、そういった面でも、もう少しこういった財政強化等を訴える意見書は状況判断を待って取り組むべきであるというふうに考えますので、私も今の段階では例年どおりのこれは採択しないということです。

○**奥岩委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私も採択をしないということを主張します。その理由については、先ほど来ありましたように今般のこういうコロナ禍ということで、国も相当苦慮しておるような状況だと思います。国と県と市町村が一体となってこの財政はしていかなければなりません、国においては、今、赤字国債を発行して財政出動も図っておるような状況下でござい

ます。そういうふうなものを踏まえれば、今のこの時節にはこの要望が私はなじまないというふうに考えております。以上です。

**○奥岩委員長** 田村委員。

**○田村委員** 私も、先ほど来出てますが、不採択、採択しないということでの意見を述べさせていただきます。先ほど来も意見出ておりましたが、この文言がいつも、毎年といひましようか、見る内容でございます。今の国家財政とか地方財政含め、緊急事態、非常事態であるということを考えますと、この2018年度のような昔の基準をここに、今現在に照らし合わせて出てくる意見書というのは、やはり現在の提出すべき内容ではないと。やはり今後のコロナ対策、こういったものも終息していく中で、情勢が安定した上で出すべきものであろうというふうに考えますので、現在この提出はそぐわない、そのように考えます。

**○奥岩委員長** 稲田委員。

**○稲田委員** 私も、採択しない、不採択の立場で述べます。既に出た内容と重なるところがありますけれども、国も約100兆円の一般会計を組む中で、このたびの補正が約32兆円ということで、物すごい金額の補正を組んでこのコロナ対応していくという状況で、陳情を提出された日付は5月7日ですので1か月強の時間的な差異はございますけれども、いずれにしても、今回、国において32兆の補正を組んでいる中で、もちろんそれは雇用調整助成金であったり、あるいは低所得の独り親世帯の追加的な給付ということで、末端っていうとちょっと説明がよくないかもしれませんが、要は市民のところ、住民のところ、生活者のところに送っていくんだという予算が既に組まれている中で、ここで地方財政の立ち位置というのは、それはもちろん米子市であれば米子市の市民のための予算なんですけれども、ちょっとそれは私、順序がどうかと思います。特に現在の状況を考えれば、コロナ対策というところで国がしっかりと手当てをしていくという段階において、地方からのこの声を陳情として議会で議決していくのには、少し私はちょっと時期が合っていないと思いますので、不採択と考えます。以上です。

**○奥岩委員長** 安達委員。

**○安達委員** 賛同議員として述べさせてもらいましたのでたくさんはないんですが、時期も確かに5月の早い時期に提出をしました。その間、非常に国内外ともに厳しい状況にあって、国の財政、地方の財政は日々変わる、厳しい場面が増加するっていうのは間違いないかったです。5月の段階で、今まで振り返りをしながら財政の基盤強化を訴えたわけをして、ぜひ採択をと思って説明もし、話をしてきたところです。採択に、ぜひよろしくお願いたします。

**○奥岩委員長** 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第63号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…安達委員、西川委員、又野委員〕

**○奥岩委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第63号について、採択結果の理由を御協議いた

だきます。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○奥岩委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきますと思ひます。

次に、陳情第66号、検察官の定年延長に係る閣議決定の撤回についてを議題といたします。

本陳情の賛同議員であります土光議員及び岡村議員に説明を求めます。

初めに、土光議員。

**○土光賛同議員** 陳情第66号、賛同理由を述べます。この陳情書、非常に緻密に丁寧な内容が書かれていますので、陳情そのものは読んでいただければ理由とか趣旨とかよく分かっていただけるのではないかと思います。この中で、私が特に強調したいことを一点述べて、それを賛同理由とします。

要は、この陳情そのものは、1月31日の閣議決定に関して、これを撤回するように意見書を出してくださいという、そういった内容です。この閣議決定というのが、一般的にいわゆる法治国家と言われている中で、このやり方というのは法治国家とは言えない、そういう経緯でなされているということが非常に問題だと思います。法治主義の反対は人治主義、人が勝手に決めてしまう。この閣議決定というのは、法律の国家公務員法と検察庁法にきちっと定年とか定められていて、法律上は特別法は一般法に優先する、そういったルールを全く無視して、閣議で自分たちの勝手な解釈でこの法律の解釈、運用を変えてしまったというのが特に問題だというふうに思ひます。そういった意味で、こういうやり方が許される、今後もこういうやり方がなされるというのは民主主義国家、法治国家にとって非常に問題だと思いますので、これが問題だということをして市議会からも意見書を出してほしいというふうに思ひます。ということで、それを賛同理由とさせていただきます。

**○奥岩委員長** 次に、岡村議員。

**○岡村賛同議員** 賛同理由を述べさせていただきます。安倍内閣は、今年1月31日の閣議で、政権に近いとされていた当時の黒川弘務東京高検検事長の勤務延長について、国家公務員法の規定に基づき6か月勤務延長すると決定しました。黒川氏を検事総長に選任するために、黒川氏が定年を迎える直前に、従来の人事院の解釈を無視し、官邸が主導した結果だと指摘されています。

検察官は、刑事訴訟法により唯一の公訴提起機関と規定されています。検察官の職務執行が公正に行われるかどうかは、直接刑事裁判の結果に重大な影響を及ぼします。だから、検察官は公訴権を独占する公益の代表者ともいわれる職責の特殊性があります。巨大な権限を持っている検察官人事が政府の不当な干渉によって左右されれば、司法の独立性が有名無実になります。安倍政権が国家公務員法は検察官に適用されないという解釈を変更したことについて、法律の専門家は、なぜ変更が必要なのか、変更するのであれば少なくとも国民に納得のいく説明が必要だ、これを許せば何の説明もなく法律の解釈が行われ法治国家が崩壊すると指摘しました。

黒川氏は、安倍政権で法務省官房長や事務次官を歴任、在任中に閣僚の政治資金疑惑隠しや共謀罪法の強行採決が行われ、安倍政権の守護神とまで言われた人物でした。さらに

同氏の定年延長が取り沙汰された時期の前後には、カジノ担当の内閣府副大臣だった秋元司衆議院議員の逮捕、昨年12月25日、河井克行前法相と妻の案里参院議員の家宅捜索、今年1月15日が行われるなど、安倍政権に直結する議員に対する検察の動きが大きくなった時期でした。また、安倍首相本人に対しても、今年1月、桜を見る会私物化をめぐり、背任罪での告発がなされています。安倍政権が法解釈をゆがめてまで定年延長を閣議決定し、それを後づけする形で法定化しようとしたことは、安倍政権の守護神と言われた人物を次の検事総長に据えることで、司法の世界まで自らのいいなりにしようとする思惑があったためではないか、こういうふうに言われています。

こうした安倍政権による危険な動きを察した国民は、コロナ禍の下でもインターネット上で、ハッシュタグ検察庁法改正案に抗議しますの声が数百万のツイッターでも叫ばれるほど急速に拡大し、世論に押される形で、政府・与党は同改正案の通常国会での成立断念に追い込まれ、ついに廃案に至ったわけです。憲法と法律をゆがめ、行き着くところまで行き着いた安倍政権の検察人事私物化の破綻です。

新型コロナの感染拡大に伴う緊急事態宣言の下で、賭けマージャンをしていたことが発覚して辞職した黒川氏の訓告という軽過ぎる処分に、怒りの声が上がりました。しかし、安倍晋三首相は処分を適正と言い張り、今年1月に黒川氏の定年を延長した閣議決定も撤回する必要はないと開き直っています。検察私物化の狙いを捨てない首相の姿勢は……。

**○奥岩委員長** 岡村議員、途中ですみません。賛同理由をお願いいたします。

**○岡村賛同議員** はい。よって同陳情を採択し、閣議決定の撤回の声を上げていくことを求めて賛同理由といたします。

**○奥岩委員長** 以上で賛同議員による説明は終わりました。

それでは、賛同議員に対する質疑に入ります。

渡辺委員。

**○渡辺委員** ちょっとよく分かんなくて、教えてください。検察庁法は、国家公務員法を一般法とすれば特別法の関係にあるっていうのはどういう意味なんですか。これをちょっと教えてください。

**○奥岩委員長** 岡村議員。

**○岡村賛同議員** 今、安倍首相は、国家公務員法で定年延長するというふうな形にしましたが、特別法である検察庁法によって規定されている、それが上位にあるというふうなことだということです。

**○奥岩委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** 文章は、検察庁法は国家公務員法を一般法とすれば特別法っていうのはどういう法律をいうんですか。ちょっとそこがよく分かんない。一般法と特別法の違いっていうのが。

**○奥岩委員長** お答えできますか。

土光議員。

**○土光賛同議員** 私の理解を……。

(「正確をお願いします。」と渡辺委員)

はい。例えば検察官とか検事総長、これ国家公務員です。だから国家公務員法で、例えば定年が65歳というふうに決められて、それだけだったら当然それが適用されます。い

わゆる一般法というか。ところが、国家公務員法で国家公務員はこうだ、例えばこの場合定年65歳と決められていても、その中で、例えば国家公務員のある特定の、つまり検察官に関しての法律、これがいわゆる検察庁法です、という規定があればそちらが優先するという意味です。それが法律のルールだという意味で、それが特別法とか一般法。よく言われるのが例えば民法規定で一般論決めて、ところがその中でいろんな借地借家法とかいろいろ決まればそちらが優先される、それがなければ一般の民法が適用される、そういう関係だということです。

**○奥岩委員長** よろしいですか。

ほか質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○奥岩委員長** 別にないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様のご意見を求めます。

安達委員。

**○安達委員** 趣旨とかずっと読み上げていけば細かく書き上げてあって、それからこの間、6月の17日ですか、国会が閉会するまでの情報番組も見させてもらう中で、この扱いが随分クローズアップされてきたと思っております。その中で、自分、この陳情でありますけれども、その時点のところであれば、国会開会中、審議中であればこの陳情内容も納得できるころありますが、既に審議未了で国会も終了しておりますので、不採択ということで扱っていきたいと思います。

**○奥岩委員長** 稲田委員。

**○稲田委員** 不採択なんですけど、一番の理由は、これそもそも米子市議会の取り上げるべき、我々米子市議会としての権能の範囲であるかということ、私はそれを超えていると思っております。

補足として言わせていただきますと、第2、陳情の原因と書かれている、めくっていただいて4のすぐ上、3の一番終わりなんですけれども、行政権の長が、これ多分内閣総理大臣を指しているんだと思いますけど、国会の権能である法律云々で、その結びに三権分立の破壊も甚だしいという結びをされている。個人の御意見ですので、そここのところまでどうこうは言いませんけれども、実際これ廃案というか不成立となっている状況でございまして、国会は国会に出された法案を、全て内閣から出されたからとかそういったような理由ではなくて、審議をされているという状況もありまして、この陳情者の趣旨は当たってないと思います。ただ、5月29日に出されてまして、先ほどの国会はそうなったのが6月16日ぐらいですかね、時間的差異がありますので何とも言えませんが、ただ取り上げるべき内容かどうかということが一番の理由と、それから三権分立の破壊などということには私は当たってないと思いますので、不採択を主張いたします。

**○奥岩委員長** 田村委員。

**○田村委員** 私も不採択を主張したいと思います。先ほど来出てますけども、この案件に関しては、もう本国会でも廃案といいたいでしょうか、成立してない状態であります。また御本人、問題とされた黒川氏もその職にないという状態で、過去に決定されたものを遡ってそれを糾弾するというのは当市議会の陳情にはふさわしくないという意見であります。以上です。

○**奥岩委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私もこの問題についてはなかなか難しい、理解しにくいものですから、国会議員の事務所等を訪ねていろいろと勉強してみました。そうした中で、やはり検察庁法が定める検察官の定年による退職の特例は定年年齢と退職時期の2点であると。そうした中で、検察官の勤務延長については一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈できると、問題がないというような内容を私は示唆受けました。私もそのように受け止めたので、不採択としたいと思います。

○**奥岩委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** これも2つ分かれていて、一般法という国家公務員法の適用を当然受けるっていう解説の方もおられれば、先ほど言われた検察庁法の話もあるんですけど、この文章を読むと、明らかに黒川氏が出たんでこういう内容の陳情が出たというふうに思えるんですけども。当の本人の方は辞められてはいるんですけど、私はこれは政争の具にしか思えない文章でして、実際に言えば検察官の方も含めた国家公務員の退職延長というのは審議されていかなきゃいけないし、今後の高齢化社会に向けてでも国家公務員の退職延長というのは私は重要な案件だと思うんです。その中に検察の方も入ると思うんですけど、その話と黒川氏の話とが、賭けマージャンみたいな話まで出てるんですけど、政争の具のようなこういったのを持ち込んで意見書を市議会として出すというのには、いささか同意できませんので、不採択と。

○**奥岩委員長** 安田委員。

○**安田委員** 米子市議会で議論する内容になじまないってことで、不採択を主張します。

○**奥岩委員長** 又野委員。

○**又野委員** 私は採択を主張させていただきます。廃案にはなりましたけれども、検察庁法改定案、これは多くの国民の抗議があって廃案になったんですけど、まだこの閣議決定の問題は残っていると私は考えます。この閣議決定については陳情にも書いてありますし、先ほど賛同議員の方からもいろいろ指摘がありましたので詳しくはもう申し上げませんが、法律の問題について、法律に詳しい日本弁護士連合会の会長や、全国で多くの弁護士連合会の会長が反対声明を出していることから、この問題は明らかだと考えます。

そして、この閣議決定の過程にも問題があったと思います。国会の審議でも、この閣議決定の経過の中での法律の解釈について、森法務大臣の答弁、人事院の答弁、さらに安倍首相の答弁に矛盾があることを指摘されると、何と後日、言い間違えたと言答弁するような始末でした。黒川前検事長の定年を延長させるために、無理やり法律の解釈をねじ曲げようとしたということは明らかだと考えます。

そういうような様々な問題をそのままにしておくわけにはならないと私は考えます。米子市議会が、この様々な問題を抱えている閣議決定に対してどう考えているのか、やはりはっきりさせて問題を正していくためにも、米子市議会として撤回の意見書を出すことは必要であると考えますので、採択をお願いいたします。

○**奥岩委員長** 西川委員。

○**西川委員** 私も採択でということで。この問題について私もちょっと悩んでまして、3日前の日本海新聞の社説、つまり6月20日の土曜日の日本海新聞の社説の中にきちんと簡潔に書いてありました。この問題っちゃうのは閣議決定がそのまま残ってるということ

で、閣議決定撤回すべきということ、これは前例として残るということ含めて将来にわたり検察の独立性が脅かされるおそれがあると、そして政治介入の余地を残してはならないということで日本海新聞の社説はきちんと書いてあります。私も、この閣議の決定がそのまま残ったらそういう、ずっとこのことが影響するんだなということで改めて知ったわけだし、この検察への政治介入ということが閣議で決定されてるわけですから、やはりこれは撤回すべきだということで、この陳情書の採択を求めます。

**○奥岩委員長** 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第66号、検察官の定年延長に係る閣議決定の撤回について（陳情）について、採択をすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…西川委員、又野委員〕

**○奥岩委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことと決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第66号について、採決結果の理由を御協議いただきます。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○奥岩委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、総務部から2件の報告を受けたいと思います。

初めに、新型コロナウイルス感染症の影響による米子市公の施設の指定管理者の収入減の補填について、当局からの説明を求めます。

瀬尻総務管財課長。

**○瀬尻総務管財課長** そうしますと、新型コロナウイルス感染症の影響による米子市公の施設の指定管理者の収入減の補填につきまして御説明させていただきます。

まず、お手元の資料の1、目的でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の公の施設の指定管理に係る指定管理者事業収入が例年に比べ減少しております。指定管理者が管理運営する施設は、市が管理運営すべき市民福祉の増進を目的とした利益のみを追求するものではない公の施設であり、指定管理者には市民ニーズの多様化に効果的かつ効率的な管理運営を求めつつ、公共サービスの水準を確保し施設の管理運営を安定的に行ってもらっております。このため本来、市が直接管理運営をする場合には減収相当額を市がかぶることになりますので、それと同様に、指定管理者に対してコロナ禍においても適切かつ安定的な管理運営事業の継続を図っていただくために、減収相当額を補填するものでございます。

資料の2、3、補填額の算定方法及び補填対象期間についてでございますが、補填対象期間は令和2年1月から令和2年12月までとし、補填額の算出方法は補填額の算定例のとおり、令和2年の年間収入が過去3年の年間平均収入に対し減少している場合、当該減収額の全額を補填いたします。ただし、新型コロナ関連で国、県、市から別途助成金等を受けた場合は、当該助成金等の額は補填額から減算いたします。

資料の4、5、概算払い及び予算措置についてでございますが、予算措置につきまして

は、事業継続に配慮し、指定管理者から申出があれば、上期対象期間の中途におきましても概算払いを行うことを可能とするため、9月補正を予定しております。

最後に、資料の6、その他でございますが、今後、公の施設に準じた施設等につきましても、国による支援制度の状況などの実情も踏まえながら、減収補填等の必要性の有無について検討してまいります。報告は以上でございます。

**○奥岩委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様から意見を求めます。

安達委員。

**○安達委員** 資料の中を見させてもらって、今説明を聞いたんですが、予算を伴うこともあって9月補正を予定していますと。一番早い段階で9月補正というふうに取りたいんですが、資料でしかないんであれですが、いわゆる市の条例とか、規約とか、要綱的なものをもう少し具体的なものとして定めて発効するという意味で、9月の補正時期に中身を確定して発効される予定でしょうか。もう少しその辺の予定も教えてください。

**○奥岩委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 今回は、公の施設の指定管理者の収入減の補填ということで、現在の考え方というのをまとめてお知らせしたところでございます。実際この過去3年間の収入と比較いたしまして、このコロナウイルスの影響で収入が減っているような相手先に対しまして、埋めるための補助金なりを出していくっていうときには、やはりその補助金を交付するに当たっての決まり事というのをつくらないといけないというふうに思っておりますので、それにつきましてはきちんとしたものをつくって、その上で予算措置をして助成していくというような考え方でいきたいと思っております。

**○奥岩委員長** 安達委員。

**○安達委員** その中で、今説明があった平成29年1月から3か年という比較の対象となる期間が定められていますが、このいわゆる指定管の施設で、全部自分も頭の中に入っていないんですが、例えば昨年の途中、4月からとかそういう対象の事業所はなくて、全て平成29年1月以前に指定管として制度発効した事業所ばかりということなんですか。ちょっとその対象となる期間が3年間を定めてありますが、それ以外の指定管事業所はないということでしょうか。

**○奥岩委員長** 瀬尻総務管財課長。

**○瀬尻総務管財課長** 今、指定管理の施設が全部で60施設ありまして、全部が29年以降3年間は指定管理者とされております。

**○奥岩委員長** ほかにございますでしょうか。

渡辺委員。

**○渡辺委員** 僕ちょっと分かりづらくて、教えてください。事業収入の減少ですよ、結局。それで、要はあるところを指定管理してたら、その施設の入場者とかそういう事業の収入が減って、その指定管理者の方が大変だから補填しましようなのか、その事業者っていうのはほかの事業もやっていて会社としての事業収入が減って大変なのか、そういう区切りはどうなってるんでしょうかね、これは。

**○奥岩委員長** 瀬尻総務管財課長。

**○瀬尻総務管財課長** 補填する減収につきましては、指定管理者を区分とし、法人全体の

収入ではなくて、指定管理者部分の減収部分のほうを補填させていただくこととしております。

**○奥岩委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** そうすると、そういう収入があるところしか該当しませんよね、もう普通、例えば緑地の管理とかなんとかっていうのはもう払ってるわけですから、結局。そこから収入を得るものでないんで、これに該当するのは何か所ぐらいの施設があるってことですか。

**○奥岩委員長** 瀬尻総務管財課長。

**○瀬尻総務管財課長** 今、利用料金制度、要は利用収入を指定管理料に含まれるということの制度を利用されている施設でございますが、全体で42施設ございます。

**○奥岩委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** その事業者が、国の支援制度、いろんながありますよね、2,000万、3,000万と大きい金額もあるんですけど、それをもらわれているところは、これは出ないとかいろいろあるんでしょうけど、もらうもらわないも事業者の判断ですよ、結局、国の支援とかをもらうかっていうのも。そういうのであっても、もらっておられる、支援っていても、要は貸付けの場合もあるんですけど、そういうところは外してそうでないところには払うとか、そういう区分があるんですか、この市の補填は。

**○奥岩委員長** 瀬尻総務管財課長。

**○瀬尻総務管財課長** 一応、新型コロナ関連で国、県、市の助成を受けた場合は、その部分に関しては収入として見させていただいて、その助成金等の額を補填額から減算させていただきます。

**○奥岩委員長** よろしいでしょうか。

ほかございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○奥岩委員長** 以上で意見を終結いたします。

次に、第3次米子市行財政改革大綱・実施計画の総括及び第4次米子市行財政改革大綱の骨子案について、当局からの説明を求めます。

塚田調査課長。

**○塚田調査課長** そういたしますと、私のほうから、第3次米子市行財政改革大綱・実施計画の総括及び第4次米子市行財政改革大綱の骨子（案）について説明をさせていただきます。私のほうからは、まず第3次行革の総括について、そして引き続き担当課長補佐のほうから第4次行革の骨子について説明をさせていただきます。

それでは、まず第3次行革の総括でございます。この第3次行革でございますが、実施期間、資料に記載のとおり平成27年度から令和元年度までの5年間でございます。実施項目といたしましては最終的に60項目、この60項目に全て実施させていただいたこととなります。この間の取組の効果額でございますが、当初目標としておりました15億に対して、最終的には約28億ございました。この取組の効果額につきましてですが、これは例えば広告収入のように実際に本市の財政状況に本当に効果を及ぼすもの、それと、実は税・料の徴収のようにこの取組の成果を金額に置き換えて見える化したような数値も含まれておりますので、この額28億が直接的に本市の財政に影響を直接的に及

ぼすというものではございません。性質といたしましては、この間の取組を数値化した、見える化した数値であるということをお理解を賜りたいと思います。

それで、この間の取組につきましては、平成29年度までは市議会の行革の特別委員会の中で年次ごとに報告をさせていただき、30年度以降はこの委員会の中で進捗状況を報告させていただいておりますが、このたび総括書として、一冊にこの間の取組をまとめております。非常に長いものでございますので、ポイントだけちょっと解説をさせていただきたいと思っております。

それと、その前に、実はこの総括書の中で、字句の少し誤りがありました。この総括書の中で実質公債費比率という言葉が出てきますが、誤った記載が数か所ありました。これからホームページ掲載やそういうことを進めていくわけですが、いま一度精査をした上で掲載をさせていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。

そういたしますと、総括書、皆さんお持ちだと思いますが、3ページでございます。上から4段目に改革の柱ごとの主な取組と成果ということで、この5年間を通してでございますが、主立った取組、成果についてこのページにまとめてございます。

それと、はぐっていただいて5ページですが、先ほどこの間の取組の効果額、約28億というふうに申し上げましたが、その年度ごとの内訳、これを効果額と、それと、そのうちの一般財源の額ということで内訳を整理をさせていただいております。

それと、続いて徴収率の推移やそういうもののグラフを載せたりしておりますが、少し飛んでいただきまして、これ最後になりますけれども、19ページをお開きいただきたいと思っております。この間、3次行革を取り組む中で、4次行革に向けた課題整理を行っております。上のほうの記載にもございますとおり、本市では平成17年度から3期、延べ15年にわたり行財政改革に取り組んできたわけではございますが、この文章後段のほうにもありますように、これまでの節約型、節減型の行革っていうのがなかなか非常に厳しいような状況にもなっておりまして、今後、第4次の行革、今後の行財政改革については、こういう削減型を中心とした取組から高効率化や質の向上に重点を置いた行財政改革の転換が求められるということで、4つの4次行革に向けた課題整理をしております。

1点目がスマート自治体への転換、2点目が税・料の徴収コストの適正化でございます。税・料の徴収率については、この間、平成17年度から非常に結果としてよい取組にはなっておりますが、なかなかこの徴収コストのところまで精査をするようなことには至りませんでした。これからはギアをどんどん上げていくのではなくて、高いギアで、巡航運転に入る、そういうような時代に入ります。同じ非常に高い水準を保ちながら低コストでそれを維持していくというようなテーマに向かっていきたい、こういうことが2点目。

それと3点目が、民間事業者等との連携協力の推進ということです。御承知のとおり私どもで「いっしょにやらいや」という窓口を設けました。これを本当に、やはり本市の行政運営全般にまで広げていくような、そういうような取組につなげていくと、そういうようなことを目指したいと。

それと最終的にはございますが、人材が育つための環境、組織環境づくりってことで、これは、組織というのはやはり人で動くものでございます。これはもう、一つの真理ではございますが、これから非常にやはり職員数も低減を図ったりそういうような中で、さらに職員一人一人に高い能力や資質、こういうものが求められると。こういう中で、さらに

やはり人材を育てるための環境づくりっていうことに打ち込んでいくと。こういうことで、この第3次行革の総括を踏まえた第4次行革に向けた課題整理というふうに結んでおります。私のほうからは以上でございます。

**○奥岩委員長** 宇山調査課担当課長補佐。

**○宇山調査課担当課長補佐** 続きまして、第4次行財政改革大綱の骨子案につきまして御説明をいたします。資料の別紙2のほうを御覧ください。最初に、資料の3、第4次大綱の背景と行政の課題でございます。今後本市の行財政が対応すべき課題につきましては、先ほど第3次行革の総括の最後でも幾つか上げさせていただいているところがございますけれども、ここでは、本市の行財政にも大きな影響を及ぼすと考えられます高齢化と人口の減少、加速するICT技術の進展といった社会的背景も踏まえまして、(2)のところでは5つの項目として整理をし直させていただいております。これらの課題を念頭に置きまして、第4次行革では取組の柱として3つの項目を設定するというのを考えております。

資料では4番の(2)になりますけれども、1つ目は、人口減少時代に対応した業務体制の確立でございます。具体的には、公民連携や公公連携、ICT化の推進による業務効率化などの取組でございます。2つ目は、健全財政の維持でございます。各財政指標の維持、改善のほか、公共施設等の長寿命化や、税・料等の徴収コストの適正化に係る取組なども含めたものでございます。3つ目としましては、時代に即した組織づくりでございます。これは人材育成や組織マネジメントに係る取組でございます。今後大綱案の策定作業を行いまして、それぞれの取組の柱について具体的な取組項目をお示しをしていくこととしております。

次に、資料の裏面を御覧いただきまして、(3)数値目標についてでございます。第3次までの行財政改革におきましては、行財政改革の取組による財政効果額を数値目標として設定をしておりますが、先ほど行財政改革の転換という話もございましたけれども、このたびの第4次行革につきましては、そこに①から③として記載をしておりますように、財政調整基金の残高、それからICT技術の活用による業務の効率化、公民連携、公公連携の取組の推進という3つの切り口から、それぞれ目標を設定するという形を考えております。

実施期間でございますが、第4次行革の実施期間は令和2年度から令和6年度までの5年間を予定しております。今後、策定作業を進めまして大綱案ができた時点で、改めて議会にお示しをして御意見を伺うとともに、パブリックコメントを実施する予定としております。御説明は以上です。

**○奥岩委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

稲田委員。

**○稲田委員** まず、第3次の総括はまたゆっくり読ませていただいて、9月一般質問、機会があればさせていただこうと思いますが、第4次のほうで示されました裏面の数値目標のところですが、そこに①、②、③とございますが、まず①で、令和6年度末時点で財政調整基金の残高30億円以上ということで、これは書いてあるとおり、それは分かりますけれども、現在その財調がコロナ対応で、今、ぼんと使った状態というところで、それを加味した30億なのか、令和2年度当初は二十数億円あったと思いますので、そこから要

は8億の積み上げなのか。もし参考までに、財政課長いらっしゃるんで分かると思いますけど、現在の財調が幾らで、そこから積み増しなのか、30億に対して現時点どこからスタートしていく数字なのかを教えてください。

○奥岩委員長 下関総務部次長。

○下関総務部次長兼財政課長 財政調整基金の現状というところでお話をさせていただきたいと思います。令和元年度末の財政調整基金の残高が、今のところ27億程度というふうに見込んでおります。それから、本年度幾たびかの補正をお願いをして、コロナ対応ということで財政調整基金を約4億程度取崩しをさせていただいております。したがって、これから令和元年度の決算が出ました後に決算剰余金というものが出ますので、その部分を今考えないとすれば、27億から4億を引いた23億程度、実際にはそれに決算を通して剰余金処分という形で積み増しをする部分がございますけれども、今のところそのような状況になっているというところがございます。

○奥岩委員長 稲田委員。

○稲田委員 分かりました。次ですが、③のところ、公民連携、公公連携でこちらが10件以上実施とありますが、具体的にはどういう事業をイメージすればいいのか教えてくださいませんか。

○奥岩委員長 塚田調査課長。

○塚田調査課長 一番大きなものとしては、遊休資産の活用でありますとかそういったものが大きなもの。それと今回、糶町庁舎にもありますが、PFIやそういったような民間資金の活用を行うというようなことを念頭に置いております。

○奥岩委員長 ほかございますでしょうか。

安達委員。

○安達委員 今、稲田委員も聞かれたところの2点目ですけれども、ICT技術の活用により、少なくとも20人役、人件費1億5,000万。このはじき方っていうんでしょうか、算出の仕方、20人役っていうのは、正規職員さんの平均年齢にいるピンポイントでその人の人件費を計算して換算したっていうか、積算した1億5,000万なのか、ちょっとそこをもう少し具体的に説明を求めたいんですが。

○奥岩委員長 塚田調査課長。

○塚田調査課長 職員の平均人件費を換算したものだと思っていただければいいと思います。

○奥岩委員長 安達委員、よろしいですか。

○安達委員 はい。

○奥岩委員長 ほかございますでしょうか。

又野委員。

○又野委員 そうしますと、ちょっとこれも意見になるんですけれども、総括の中に効率性とか効率的とかという言葉がよく出てくるんですけれども、効率性で進めてはいけない部分、民間では効率が悪くてしないけれども、公共性が高い部分っていうのはやっぱり行政が担っていていると思います。その中で効率性を重視していくと、何かあったとき、例えば今回のコロナの件でいえば、保健所がこの30年間で半分近くまで減らされたりして、そのことによって少なくなった保健所の職員さんの負担が増えて、全国ではなかなか

検査数が伸びなかったりとか、感染者や濃厚接触者への対応が迅速にできない部分があったりしたというふうに聞きます。ふだんは確かに効率が悪いと思われることでも、いざとなると必要になるっていう部分は出てきます。そのために、ふだんから体制を整えていくってというのが行政の仕事だと思います。総括の中で、今後はちょっと考え方を転換していくというところがありましたけれども、そこら辺の、行政だからしなくてはならない、効率性だけでやってはいけない部分があると思いますんで、そのこともしっかりと考えていただいて次に取り組んでいただければと思いますんで、よろしくお願いたします。以上です。

**○奥岩委員長** 以上で意見終結いたします。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午後 2 時 3 0 分 休憩**

**午後 2 時 3 3 分 再開**

**○奥岩委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

議案第 6 5 号、米子市弓浜コミュニティー広場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

奥田総合政策部次長。

**○奥田総合政策部次長兼地域振興課長** 議案第 6 5 号、米子市弓浜コミュニティー広場条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。議案集の 6 5 の 1 と追加資料で関係資料をお配りしていますので、それを御覧ください。

今回、米子市弓浜コミュニティー広場に新設整備する休憩施設、クラブハウスの使用時間及び休場日並びに使用料を定めるため、改正しようとするものでございます。このクラブハウスの設計図面のほうを追加資料でお配りしていますが、今回予定していますのは、更衣室のほうに 4 部屋、それから会議室が 1 部屋、そして控室が 1 つ、倉庫が 1 つとなっております。このクラブハウスの使用時間につきましては、第 1 多目的広場の使用時間及び休場日と同じ時間及び日を設定しております。5 月の 1 日から 10 月 31 日までは、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで。1 月の 4 日から 4 月 30 日までと、11 月 1 日から 12 月 28 日までは、午前 9 時から午後 5 時までとしております。休場日につきましては、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日としております。使用料につきましては、会議室及び更衣室の使用料は、市内の東山球技場の会議室の使用料を参酌しまして、1 部屋 1 時間につきまして 160 円、そして控室の使用料につきましては、会議室及び更衣室の半額の 80 円を設定しております。なお、冷暖房の設備の使用料につきましては、各部屋の使用料の 50% の額を加算してまいります。以上で説明を終わります。

**○奥岩委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

安達委員。

**○安達委員** 一番近いところでいいですが、1 年間の延べ使用人数とかが、例えば 2018 年ぐらい、1 月 1 日から 12 月末の利用状況とか実績、分かりますか。

**○奥岩委員長** 本干尾地域振興課担当課長補佐。

**○本干尾地域振興課担当課長補佐** 利用者の人数でございますが、昨年度、年度ですので

昨年の4月から今年の3月までの数字でございますけども、第1多目的広場の利用者が1万7,775人、第2多目的広場の利用者が3,898人、合計しますと2万1,673人となっております。

**○奥岩委員長** 安達委員。

**○安達委員** 当初計画で来て、当時から夏の暑い時期を、見るのは一般の人はあんまり見なかったんですが、高校生が、特にサッカーの、少年も高校生もそうですが、非常に暑い中を競技してたり練習してたのを見てたんですが、そのことでこういう施設を拡充するというんですか、施設利用に供するというためにつくられると思うんですが、一点あるのは、境港市も一部市の土地があると思うんですが、そこら辺で境港市の流れ、動きというのはどうなってるかを教えていただけますか。例えば、議会でも既に報告済みで承認されたとか、そういった手続的なところはどうされているかを教えてください。

**○奥岩委員長** 本干尾地域振興課担当課長補佐。

**○本干尾地域振興課担当課長補佐** 境港市さんのほうには、特に議会とかという手続は不要というふうには認識はしておりますけれども、境港の担当部署のほうには、今回の条例改正案と併せてこういった取組というところは報告済みでございます。

**○奥岩委員長** よろしいでしょうか。

戸田委員。

**○戸田委員** 当初予算措置でしてあるんだろうと思うんだけど、この事業費と本市の負担割合って幾らぐらいなんですか。

**○奥岩委員長** 本干尾地域振興課担当課長補佐。

**○本干尾地域振興課担当課長補佐** 当初の予算額では、この整備費が2,952万4,000円の予算になっておりましたが、今現在、工事発注している金額、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事合わせて今現在の予定価格としては、2,714万8,000円となっております。財源としましては、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金と、JFA日本サッカー協会のサッカー施設整備助成事業の助成金というのがございまして、このJFAの助成金は事業費の50%となっておりますので、その額をJFAのほうから交付していただいて、残りを特定防衛施設の調整交付金を充当する予定にしております。

**○奥岩委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 今、説明を当初予算だけ伺ったんですけど、実際の米子市の投入額というのは幾らになるんですかということをお伺いしております。

**○奥岩委員長** 本干尾地域振興課担当課長補佐。

**○本干尾地域振興課担当課長補佐** 一応、今の整備している内容の中では、補助対象外となる部分というのが、防衛省さんの樹木の撤去の部分がありまして、その部分が概算で7万円程度が米子市の持ち出しというふうには考えております。

**○奥岩委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私は、この事業に当たって、幾ら本市が単費を投入せないけんかと伺っております。

それで、もう一つは、160円の設定はこの類似施設を参酌したということなんですけど、本来であれば、先ほど行事の説明もあったんですけど、役務費にある程度充当していくというような使用料の財源というのものもある程度加味していかないけん。その辺のところは十分

にしんしゃくされましたか。

**○奥岩委員長** 本干尾地域振興課担当課長補佐。

**○本干尾地域振興課担当課長補佐** 新設の施設ですので管理実績というものがないんですけれども、実際の設備後にかかる管理経費ですね、主に清掃の料金といったところになるとは思うんですけれども、そういったものを見積もりを指定管理者さんのほうからいただいたり、あと現行の指定管理料の面積案分等で算出をしたんですけれども、結果的に言いますと、非常に安い額になります。100円以下というような数字が出てくるもので、今回、ほかの類似施設等を勘案しまして、160円という設定をさせていただきました。

**○奥岩委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** ちょっと理解できんだけど、やっぱりこういう施設を建設していくようになれば、それだけの市民の税金も全部投入していかなければならない。その補填財源としてどうしていくのかというと、管理経費や役務費に充当するような、いわゆる直接収入財源を該当させていくんだと。その辺で、例えば年間に500万、その維持管理経費に要るのであれば、いわゆるこの使用料160円で200万円でも充当させていくのかというのが本来の管理経費の組立てだと私は思うんですよ。その辺のところをただ類似施設を参酌して160円というのでは、いいのかどうなのか。その辺のところを十分に検討されたのかどうなのかと、私はそのところを、市民サービスに提供することはいいんだと思うんですよ。ただ、やはり管理経費が出ていくというのであれば、それだけ本市の負担にもなっていく。だから、その辺のシミュレーションを十分にやられてこの160円の設定というのは、私それだったら理解するんですけど、ただ類似施設を参酌したから160円にしたというのはちょっと、私は説明責任は果たせてないなと、私はそう思うんですけど、いかがですか。

**○奥岩委員長** 本干尾地域振興課担当課長補佐。

**○本干尾地域振興課担当課長補佐** まず、管理経費の試算としまして、先ほど申し上げた維持費ですね、清掃に係る費用、それから電気代等を勘案しまして、年間の1部屋当たりの使用料に割り戻した結果、会議室と更衣室等におきましては結果的に非常に安い額、会議室でいきますと約19円とかという数字が出てきますので、ちょっとそういった数字ということを勘案すると現実的ではないということで、類似施設を参酌させていただいたということでございます。

**○奥岩委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** この使用料の設定に当たっては、先ほど担当のほうで申し上げましたけれども、一応今後かかるべき費用の試算というのはさせていただいたというところでございます。ただ、先ほども申し上げましたように、まだこれからの施設で、どの程度利用があるのか分からない。そういう不確定的なものがありますし、あとは、やはりこういう施設の使用料を設定する際に、一つの要素としては、これ皆さん御案内かとは思いますが、ほかの施設との均衡なりなんなりというのを考慮せざるを得ないと。そういう観点から、このたびの使用料というのを設定させていただいたというところでございます。

なお、戸田委員がおっしゃいますように、この使用料につきましては、やはり施設の利用実態というのをある程度見極めた上で、先ほど議員さんの御提案がありましたように、やっぱり市民のサービスの負担の公平性、その辺りのものをきちんと十分勘案しながら設

定していくというのは、これはもうまさに議員さんのおっしゃるとおりでございますので、そのような運用に今後努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

**○奥岩委員長** ほかございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○奥岩委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○奥岩委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第65号、米子市弓浜コミュニティー広場条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○奥岩委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午後2時46分 休憩**

**午後3時03分 再開**

**○奥岩委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

陳情第67号、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情の賛同議員であります石橋議員に説明を求めます。

石橋議員。

**○石橋賛同議員** 賛同議員として採択を求める意見を述べます。女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、女性の権利侵害を国連に個人で通報できる制度を定めた女性差別撤廃条約の選択議定書の批准を強く求めます。

2020年3月31日現在で、女性差別撤廃条約の締約国、これは189か国、同条約の選択議定書は114か国が批准しており、主な先進国の中でこの選択議定書を採択していないのは、日本と、そして女性差別撤廃条約そのものを批准していないアメリカだけになっています。選択議定書を批准することで女性差別撤廃条約の実効性が確保されて、男女共同参画社会の実現につながります。昨年の2019年12月に世界経済フォーラムというところが発表しましたジェンダーギャップ指数、日本が前年の110位からさらに順位を下げ、153か国中121位だったことが衝撃でした。特に、政治参加144位、賃金格差など経済面で115位が総体としての順位を引き下げています。教育も91位と低い。衝撃ですけれども、それは理解できます。日本は男女差別が依然として縮められていないからです。

そうした中で、国内でも男女差別撤廃条約選択議定書の批准を求める運動が広がり、2001年から今年までの間に参議院で選択議定書の速やかな採択を求める請願が20回採択されています。政府は、早期批准を求める国会質問に選択議定書の意義は認める答弁をしていますが、国内の法制度との整合性を理由にして、慎重な検討を要するという立場を続けています。もう20年が経過しています。この条約より国内事情を優先する日本

政府の姿勢が問われています。国際的ルールに立った一刻も早い批准が求められます。来年2021年には、条約の実施状況を記した日本政府の報告書の国連の審査があります。そこまでにぜひ批准されるよう意見書の提出を求めるのが、この陳情です。

インターネット上でハッシュタグミートゥーという記事が飛び交ったり、フラワーデモ、伊藤詩織さんの勇気に応じて全国の女性が性被害をなくせという、この運動。女性だけではないんですけど、圧倒的に女性の被害が多いわけです、という声を上げ、またハッシュタグクートゥーという女性だけに苦痛を強いるルールをなくすという運動も瞬く間に広がるなど、この世代で差別をなくそうという運動が広がっています。女性差別の撤廃は、男も女もそのどちらにも分けられない人も平等に自由に生きられるジェンダー平等の道の大きな一歩です。選択議定書批准に向けて、どうぞ力を合わせましょうということで、賛同の弁を終わります。

**○奥岩委員長** 賛同議員による説明は終わりました。

それでは、賛同議員に対する質疑に入ります。

稲田委員。

**○稲田委員** 一点お尋ねしたいと思います。趣旨は今、述べられた内容なのでしょうが、米子市議会ですので、米子市民の方で、女性を理由に差別をされている事案がある、それが最終的にはこの議定書を批准していくものにつながっていくというようなものが実際にあるのでしょうか、お尋ねします。

**○奥岩委員長** 石橋議員。

**○石橋賛同議員** 米子市で女性差別に当たるものがあるのかと言われましたが、ないとうどうして考えられるのでしょうか。例えば、女性の賃金差別、経済面だということですが、賃金差別は依然としてやはり男性の約2分の1が女性の賃金、平均的にそうだということもありますし、それは米子でも全国と同じだと思います。例はいろいろありますけれど、女性の差別はたくさんあると思います。

**○奥岩委員長** 稲田委員。

**○稲田委員** もうお答えは求めませんが、本当に差別があるならば、この陳情審査というよりもその方が、当局もいらっしゃいますしね、そういう方に相談されて解消される動きをつくるべきだと思います。あと、これから先は陳情本来に対する意見になりますのでこれ以上は言いませんけれども。終わります。

**○奥岩委員長** ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○奥岩委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

採決に向けて委員の皆様の御意見を求めます。

渡辺委員。

**○渡辺委員** 陳情は見させていただいたんですけど、基本的に条約の批准を求めるということを、国の最たる事務だと思んですけど、それに対して意見書を出すというのはどうなのかなという思いと、先ほども石橋さん言われましたように、もう政府は真剣にそれに向かって検討すると言っているわけで、それでまた石橋さんが言われましたように、個人通報制度ですか、それとか立法権とか司法権との整合性、先ほど賛同議員が言われました非常に難しい案件で手間取っているということですので、それに対して地方議会として早く

しろという意見書は、私はちょっとなじまないと思いますので。国も真剣に締結に向けて取り組んでというわけですから、これを見守っていきたいと思いますので、採択しないということです。

**○奥岩委員長** 安田委員。

**○安田委員** この条約を仮に批准した場合に、差別された人が裁判所で被害を認められなかった場合に国連に対して不服の申立てが可能となります。そうなった場合に、仮に国連が被害を認めた場合には、日本の司法制度との矛盾が生じ、司法制度の根幹を揺るがす事態となってしまいます。そういうふうな現状の中で、法的にクリアになっていない、そのようなクリアになってない状況の中でこの条約を批准するという事は、本当に日本の法律が…（聞き取れず）…その辺がクリアになる状況になってからじゃないと無理だと思いますので、この陳情に対しては不採択、採択をしないということを主張します。

**○奥岩委員長** 又野委員。

**○又野委員** 私は、採択を主張いたします。先ほどもありましたけれども、女性差別撤廃条約、この実効性を確保するためということで選択議定書を批准することは必要であるということで、国会のほうの請願でも参議院で20回採択されている状況もあります。男女平等、そして、先ほどもありましたけれどもジェンダー平等ということを進めるためにも、日本政府に早く批准していただくよう地方からも声を上げていくことが大事だと思いますので、採択をお願いいたします。以上です。

**○奥岩委員長** 次に、西川委員。

**○西川委員** 私も採択ということでお願いしたいと思います。国連におけるこういう批准については、日本という国は人権問題、そして核兵器の問題、平和の問題、結構無視をずっと続けている批准がたくさんあります。その中で、この女性差別撤廃条約というのは、非常にこれは人権問題の中の一番真っすぐにせんといけんという常識的な話であり、この批准について、やっぱりすることによって大きくこんな変わってくるという可能性もあるわけですよ。そういうことを含めていけば、やっぱりこの速やかな批准を求める意見書というのは、私はどんどん出して行って、ぜひともこの批准を勝ち取っていききたいなというふうに思っています。

**○奥岩委員長** 次に、戸田委員。

**○戸田委員** この意見書の中にありますように、2020年度までの政府の第4次男女共同参画基本計画等々で批准をして、選択議定書については早期批准についてということがあるんですけども、私もいろいろと調査しました。やはりこの内容について、検討調査を広くやっておるというような内容でございます。そうした中でいけば、やはり国の動向を見定めながら、私は十分に検討すべきだと思いますので、採択をしないということを主張したいと思います。

**○奥岩委員長** 次に、田村委員。

**○田村委員** 私も不採択を主張したいと思います。これは、いわゆる国連が日本に対して、国連女性差別撤廃委員会ですか、ここが日本の確定判決に対しても異を唱えているというようなこともございまして、いわゆる日本の法体系であるとか、先ほどの立法の話もありました。そういった整合性についてはやはり取る必要があるということで鋭意検討中で、かつ国会においても検討が現在進行中の案件でありますので、これについて、あえてこの

米子市議会が提出するというにはそぐわないと私は考えます。以上です。

○**奥岩委員長** 稲田委員。

○**稲田委員** 不採択を主張します。いろいろ出た従前の意見と重なるところがありますが、国において検討されてるということですので、そちらに委ねるべきであることですし、そもそも米子市議会から批准なる行為に対して言うべき立場であるかどうかというのは私ちよっと思ふところでもあります。

それから、先ほど説明の中で、差別があるじゃないかということがありましたが、そういう方には、この批准を目指すのももちろん結構でございしますが、しかるべき機関で、それを解消していく動きを加速すべきではないかなど。これはちょっとすみません、それた意見でしたが、申し添えたいと思います。以上で終わります。

○**奥岩委員長** 安達委員。

○**安達委員** 私は採択でお願いしたいと思います。いろいろ理由とかが言われ、聞いておりましたが、当局に事前に聞いている中で、情報がなかった分を聞いておったんですが、いわゆる国に批准を求めるということですから、早い遅いもあるかもしれませんが、早期に批准に向かっていくということは大事なことではないかと思って、採択を主張したいと思います。よろしくお願いします。

○**奥岩委員長** 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第67号、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…安達委員、西川委員、又野委員〕

○**奥岩委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことと決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第67号について、採択結果の理由を御協議いただきます。

採択結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**奥岩委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、陳情第68号、選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情の賛同議員であります土光議員及び石橋議員に説明を求めます。

初めに、土光議員。

○**土光賛同議員** 賛同理由を述べます。この陳情、選択的夫婦別姓の導入ということに関して、これ半分は私ごとになりますが、ある意味で私これ当事者なので、私自身もぜひ民法改正で制度的にこれを導入してほしいと思ひている一人。そういうことも含めて、賛同します。今の制度は、要は結婚するときに必ずどちらかが姓を変えないとできないという、そういう制度です。それに対して、やはりどちらかが変えた当事者、私はそういう意味で当事者です。やはりそういったことで、これまで二十数年間使ってきた姓が変わるということは、やはりその段階で、今までのいわゆるアイデンティティーというか、そういった

ことが非常に宙ぶらりんになる。そういった経験があります。だから、結婚ということをするに関して、名前を変えなくてもできるという制度をぜひ認めてほしい。これは、あくまでも強調したいのは選択的夫婦別姓なので、全員が元のままの姓に、そういう制度にしろと言ってるわけではないです。同じ姓になりたい人は、そういう選択ができる。今までの姓を変えなくて結婚できるという人はそういうことを保障してほしいわけです。あくまでも、選択的夫婦別姓です。これぜひそういった意味で実現をしていただきたいと思ってます。これ世論調査をしても、40%以上の人がこういった民法改正に賛成しています。だから、あらゆる場面、今回は陳情ということですけど、米子市議会もこういった声を国に届けて、早く改正ができるようにというふうに願っています。

それから、ちょっとこの場を借りて、実は、この陳情の文章を私が読んだときに少しちよっと違和感というか、ありました。この陳情の当事者……。

**○奥岩委員長** 土光議員、賛同理由のみでお願いいたします。違和感はそぐわないです。

**○土光賛同議員** ちょっといいですか。これ陳情の当事者がおられないという意味で、陳情の……。

**○奥岩委員長** 土光議員、賛同理由のみでお願いいたします。

**○土光賛同議員** 陳情者の意見を私、預かってるのでそれをぜひ紹介したいのですが。

**○奥岩委員長** 賛同理由になりますか。

**○土光賛同議員** なります。

**○奥岩委員長** じゃあ、お願いいたします。

**○土光賛同議員** いいですか。

**○奥岩委員長** お願いいたします。

**○土光賛同議員** 一つは、この陳情の趣旨の文章で4行目、表現の問題で、「憲法に反します」というふうな記述があります。ここに関して、私自身もこれを見たときに憲法に反しますというのは、憲法違反だというふうに取れる文言だと思いました。その辺を陳情の当事者に確認をしました。そうすると、この憲法に反しますという文章は、憲法違反だというふうに主張したいのではなくて、憲法に反する、そういったことを言いたいだけだということを確認しました。これぜひ、この場を借りてお伝えしたいと思います。

それから、もう一点あります。もう一点は、中ほどのところで、始まりに2015年12月という文章がありますが、最高裁の判決が裁判所だという後半で、「不当な判断を示しました」、この最高裁の判決が不当な判断だというふうに陳情者は思っています。ただし、この陳情は市議会として意見書を出してほしいということで、実は意見書の文案も同じような表現があります、「不当な判断を示しました」。ただ、陳情者の意思としては、陳情者自身はこの判決にそういうふうには思っていますが、市議会の意思として意見書を上げるときは、この不当なというのは、特にこの表現は不要だということを陳情者が言っていたので、そのことをお伝えします。そういった陳情者の思いを前提で陳情の審議をしていただきたいと思います。以上です。

**○奥岩委員長** 次に、石橋議員。

**○石橋賛同議員** 土光さんは当事者ということも言われましたが、私は女性の立場からという見方になります。もう一回、土光さんも言われたんですが、選択的夫婦別姓というのは、要するに選択でどれを強制するものでもないんですが、今の現状は、言わば強制的に

夫婦は同姓となっています。そしてその場合、夫の姓を名のる女性というケースが9割というふうに圧倒的です。しかし、結婚によって名前が変わるということは、働く女性の場合、それまでの実績や信用のある名前が失われるということで、通称を使う人もありますけれども、大変不便なことになります。そして、銀行の口座やクレジットカードの名義変更の手續も大変煩瑣です。そして、離婚したり、また再婚したりすると何度も名前が変わるとか、子どもの姓はどうするんだとか、親と子どもが別姓になるとかなどなど問題は多く、そしてまた、そういうところで精神的な、名前が変わったということで、離婚したんだよなんていうものもあるし、大変負担もあります。

世界的には、日本の制度は大変特殊です。国連の女性差別撤廃委員会が2003年に夫婦同姓を差別的な規定というふうに言いまして、民法の改定を勧告しています。以来、勧告が繰り返されてまいりました。政府も法律で夫婦の姓を同姓とするよう義務づけている国は、我が国のほかには承知していない。2015年の参議院の政府答弁ですけれど、そういうふうに言っています。夫婦の別姓については近年賛成が増えていまして、今年3月の国際女性デーに西日本新聞社が行った調査では、女性の87.5%、男性も69.8%が賛成でした。この問題で不自由を感じているのは女性だけではなく、1割の妻の姓を名のる男性にとっては、より切実ではないでしょうか。日本には夫婦同姓が導入されたのは1898年です。120年前の明治時代で、当時と現代の日本の状況は大きく変わっています。戦後の日本国憲法による男女平等の実現のために改革がいろいろ必要ですが、この選択的な夫婦別姓、これも大きな役割を担うことになると思います。採択を願って、賛同の弁を終わります。

**○奥岩委員長** 以上で、賛同議員による説明は終わりました。

それでは、賛同議員に対する質疑に入ります。

稲田委員。

**○稲田委員** いろいろお聞きしたいことがあるんですが、冒頭、土光議員から提出されているものと違う内容があると示されて、これが質疑の対象になるかどうか私も分からないんですが、これからの審査においては、一応提出されたものを中心に私は考えたいと思います。憲法に反するところは質問しようと思っておりましたが、今のような発言が出た以上、何を信じて聞けばいいか私は分からないので、その質問はいたしません。

もう一つ、2段落目の後半、女性のみにも適用される再婚禁止期間の廃止もと書いてございます。この陳情そのものは、そこ狙ってはおりませんが、ちょっと趣旨は確認させていただきたいです。と申しますのも、以前、再婚禁止期間は六月、約180日が、それは民法改正で100日に減じられております。そもそもその100日も不要ではないかという御意見あるのは私も知っておりますが、ただ医師の診断等を受ければその100日も採用されず、要するに、短い期間で婚姻関係になるということ認められた。100日にいわゆる短縮したければ、医師の診断があればいい。要するに、女性のおなかの中にいる赤ちゃんの親が誰であるかが明確であれば、その100日規定も短縮されるというところは保障されています。

逆に問いたいんですが、この規定がないと、おなかの中の赤ちゃんの親が誰であるか分からないままその子が出生していくということを暗に認めてしまえば、子どもの権利どうやって守るんですかという、ある種のそういう働きが、要は女性の保護、あるいは子ども

の保護、権利の保護のための制度だと思うんです。これも否定されているんですけど、そこはこのとおりの100日置いとくことが一つの策としては、もうそれも取っ払えという意味で取ってよろしいでしょうか、確認でお尋ねします。

○**奥岩委員長** 石橋議員。

○**石橋賛同議員** そこまで、ここには要求してないと思います。民法の中にある、いろいろ結婚とか離婚に関わる、あるいは子どもの出生に関わる条項の中には不都合なものがあるというふうには書いてあると思いますが、ここで問題にというか、陳情が出ているのは、選択的夫婦別姓ということを進めるということだけは、はっきり書いてあります。そして、その中でそれに付随して結婚やあるいは離婚した場合の問題、子どもの扱いの問題については、やっぱり論議をして決めていくということになるのだと思います。ただ、そこまで細かく、子どもの問題で今ある民法を変えろというふうには書いてはありません。

○**奥岩委員長** 稲田委員、よろしいですか。

ほかございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**奥岩委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様の御意見を求めます。

初めに、戸田委員。

○**戸田委員** いろいろと陳情者なり今の稲田議員さんの質問等もありまして、私もこの実は文面を見てみました。文面の中で、なかなか理解できにくい部分があるんですね。やっぱり今の通称使用などによる不利益、不都合を強いられていますということの文言。もう一つが、先ほど土光さんが触れられましたように、夫婦同姓の場合は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反しますというような文面でございましたので、この陳情書に当たって、この文面がなかなか私には理解できない。そういう観点から、私は採択しないということで、主張したいと思います。

○**奥岩委員長** 次に、田村委員。

○**田村委員** 私も、採択をしないという主張をしたいと思います。この選択的夫婦別姓、私も、例えば韓国人の友人がいたりとか外国の友達もいっぱいいるわけで、理解できるところはあります。しかしながら、この日本の国内におきまして、やはりこの家族法といましようか、いわゆる昔からずっと来てる日本の体系というのは、伝統的なものとして、例えば身近な文化、墓参りだったりそういったものにもつながっているという、これは外国から見てもやっぱり特殊なんですね。グローバルスタンダードがいいんだというようなお話にも聞けたわけなんですけれども、先ほども稲田委員からもありました、例えば子どもができたとかそういった場合、例えば日本だったら、行政システムとしては世帯の管理がなされるわけなんですけれども、いわゆる戸籍に基づいてそういう管理システムになるんですが、例えば韓国だったら、一人一人に番号が割り振られる国民番号の登録制度というのがあります。これこそまさに陳情者、賛同者の方が反対されているようなものがやはり担保されて行政システムが成り立っているということを考えますと、これは日本には即そぐわないということ。また、先に導入を決定して実施したスウェーデンでは、家族の姓であるファミリーネームがなくなることによって同棲や事実婚が増加して、いわゆる子どもの対応ができてないと、家庭崩壊にもつながったということで、非常に問題視されているとい

う情報も聞いております。

そういったことから考えまして、国会のほうでもこの調査の結果半々の意見だというふうな状況の中から、鋭意調査中、審議中というふうに聞いておりますので、米子市としてこれを提出するというのはそぐわない、そのように判断しております。以上です。

**○奥岩委員長** 次に、稲田委員。

**○稲田委員** 私も採択しない、不採択を主張します。民法改正は今日何度か言っておりますけど、米子市議会で扱う内容かどうかというのは、まず一点申し上げておきます。それから憲法に反しますと書いてございます。土光委員からは違う見解、違うというか、この言葉ではないような節の説明がございましたけれども、それでトーンが弱まろうとも憲法に反しているのであれば、そもそもここの場で話し合うような話ではないと思います。以上で終わります。

**○奥岩委員長** 次に、安達委員。

**○安達委員** この陳情書を見て、当局のほうの担当に伺った中で、自分自身も理解を深めていこうと聞いていろいろ聞いたんですが、民法を改正する、求めるというところだけにまた焦点化したんですが、これを改正することによって、いろいろ今ある制度、規範的なものを含めてでしょうけれども、随分手続が複雑、多岐にわたりますということもありました。ただ一点ですね、やっぱりこう変えていかないと、この男女の選択的夫婦別姓の導入というのは行き着かないんじゃないかと思ひまして、採択をしたいと思ひますので、このことは採決に向かっていきたいと思ひます。

**○奥岩委員長** 次に、渡辺委員。

**○渡辺委員** 選択的夫婦別姓導入など、民法改正を求めるということで、土光議員、石橋議員の賛成される意見は理解できないかということ、できないことはないんですけど、土光議員も言われたように、世論調査したら、こういったことに対して40%が賛成とか、ある調査では50%というような数字が出るんですよ、結局。こういった民法の改正というのは大きな法の改正になりますから、大方の国民が理解して改正に向かっていかなきゃいけない問題だと私は思ひます。私は賛成だから、40%の中にいますから米子市議会としてこの陳情を上げましょうというのは、いささか早急過ぎるんじゃないのかなと思ひますね。米子市民で、よく市民ってお話もあるんですけど、じゃあ50%の人が反対なのに市議会は改正してくださいという陳情を上げるんですかということに対して、どうその反対の人たちと話し合っていくのかということもせずにやることは、私は早急過ぎると感じておりますので、これは国で、大きな問題ですから、国会も含めて大方の国民の理解が得られる中で改正していくならば、改正という方向にさせていただけたらいいと思ひますけれども。そういった理由で私は、これは採択しないということですよ。

**○奥岩委員長** 次に、安田委員。

**○安田委員** 公明党はマニフェストで明記をして、法務省への要望をしてまいりました。当時の法務省は、調査分析などの方法を検討するというように答弁をしておりますし、政府の法制審議会でも導入の方向で検討しておりますけれども、その内容については、子どもの姓をどうするかとかいろんな問題がありまして、今検討してる最中でありまして。そういうふうな中に、直ちにこの民法の改正を求めるというのは急速だと、こういうふうに思ひますので、もう少し結論が出てから、これに対してどのような担保ができるのかという

こともきちっとした上で進めるべきだと思いますので、この陳情に対しては不採択を主張します。

**○奥岩委員長** 次に、又野委員。

**○又野委員** 私は、採択を主張いたします。選択的夫婦別姓について、先ほど世論調査のほうで反対より賛成のほうが常に調査では多いということもありますし、政府で調査された中で、今、婚姻が一番多いといわれる30代で、選択的夫婦別姓について84%が賛成だと。実際、結婚を考えている、直近結婚したとかという人たちは圧倒的多数が賛成だという結論が出ています。反対の方もおられると思いますけれども、賛同議員さんの賛同理由からもありましたけれども、これあくまでも選択できるということです。することもできるし、しないこともできるということです。これによって不利益を被るという人はないと、私は考えます。様々な意見があったとしても、選択的夫婦別姓制度を導入しない理由にはならないと思いますので、採択をお願いいたします。

**○奥岩委員長** 次に、西川委員。

**○西川委員** 私も採択ということで。私は、60まで民間の企業におったわけなんですけれども、若い女性が結婚して、営業マンの人も特に多かったんですけども、御挨拶のときに、私は今までどおりの名前でお呼びくださいと、これが大体、結構まかり通る社会なんですよ。現在、民間の中でも、女性が今までどおりの名前を使っている、そして結婚はしているけども、その中で届出の問題と一般的な問題とを分けて、ちゃんと名前を使っているという人が結構います。そういう人が多くの中で、やっぱりこの選択制を求めているうちゅうのお聞きしているところです。ですから、堅い話で憲法がどうのこうのという問題よりは、今の社会がどうなっているかということでアンケートの調査の結果が出てるということに私は思っていますので、この問題については、採択ということでお願いします。

**○奥岩委員長** 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第68号、選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…安達委員、西川委員、又野委員〕

**○奥岩委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第68号について、採決結果の理由を御協議いただきます。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○奥岩委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

午後3時41分 休憩

午後3時42分 再開

**○奥岩委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

広報広聴委員の選出についてを議題といたします。

本件につきましては、米子市議会広報広聴委員会要綱第3条の規定に基づき、当委員会から2名の委員を広報広聴委員に選出しようとするものでございます。

どのように選出いたしましょうか。

(「委員長指名。」と声あり)

委員長指名という御意見が今、ございましたが、ほかに御意見ございますでしょうか。

(「自薦、他薦。」と声あり)

(「立候補。」と声あり)

自薦、他薦という声も上がっておりますが。

それでは、自薦、他薦、立候補という声がありますので、まずは自薦、立候補から募りたいと思いますので、立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○奥岩委員長** 他薦はございますでしょうか。

ほか、どのように選出いたしましょうか。

(「委員長、指名しないや。」と戸田委員)

委員長指名でよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○奥岩委員長** 委員長指名という声が上がっておりますが、委員長指名でよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○奥岩委員長** そういたしますと、本委員会からは、田村委員、安達委員、お願いいたします。

皆様、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○奥岩委員長** 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、総務政策委員会を閉会いたします。

**午後3時44分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長 奥 岩 浩 基